

Q8：保育園の賃料補助の問題とは何か？

A 主に、①月額賃料が適正な額であったか、という問題、②契約期間15年の前払い賃料に相当する額として支払われた2億4千万円の前払い賃料補助が適正であったか、という問題があります。これらについて、第三者実態調査委員会報告書では、「賃料額は地域の水準に照らして適正な額以下といえるが、妥当性の検討が十分でない可能性がある」、「前払い賃料補助の必要性は認められるが、本件土地所有者にとって有利になっていると思われる点は不当である」との指摘を受けています。現在、賃料額などの妥当性について改めて検証を行っています。また、賃貸借契約は私人間の契約になりますが、今後、運営法人だけでなく土地所有者との間でも協議を行い、補助金の適正化に努めます。(保育課)

Q9：河内元副市長は土地所有者や業者と癒着し、私腹を肥やしていたのか？

A 第三者実態調査委員会が調査した結果、河内元副市長が土地所有者や工事業者などと癒着し不当な利益を得ていたという事実は確認されていません。ただし、職務上、たかはた保育園の民営化において権限を有しないはずの河内元副市長が、主導的な役割を果たしたことは、コンプライアンスの観点から極めて不適切であるという指摘を受けています。(保育課)

Q10：市長は一連の問題を知っていたのか？

A 本件は平成23年頃に始まりました。平成24年当時、大坪市長はまちづくり部長であり「まちづくり条例」の担当部長および「道路管理者」として事業者への助言・指導を行う立場で関係者会議に1・2度出席しましたが、たかはた保育園の民営化や建設・設計などへの関わりはありませんでした。また、平成25年4月の市長就任後、馬場前市長からの引継ぎにおいて、たかはた保育園の民営化の話はありましたが、権限がない河内元副市長が事業を主導して進めていることは把握していませんでした。そのため、不当・不適切とされる事項を放置してしまう結果に至ってしまいました。(保育課)

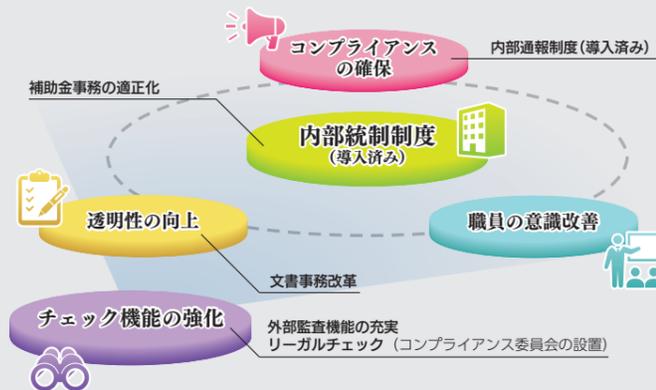
再発防止について

Q11：今後どのように再発防止を進めていくのか？

A 今回の問題となっている、補助金額の再検証などの見直しを重点的にを行います。

- ①むこうじま保育園に関連する 補助金額の再検証
②市の補助金行政のあり方
③文書の作成・保存の適正化

また、庁内に市長を統括責任者として推進本部を設置し、職員による不祥事や事務処理上のミス、不適切な業務遂行といった行政運営上のさまざまなリスクに対し、末端の職員まで含めた内部統制の取り組みを組織的に実施し、再発防止を強化します。併せて外部からの法的チェック機能を強化するため、外部監査機能の充実や弁護士などにより構成する「コンプライアンス委員会」を設置し、法令を遵守する意識の強化徹底を図ります。(企画経営課)



第三者実態調査委員会からの報告書および市長報告(市の受け止めと今後の対応)の内容は、市HPまたは市内各図書館でご覧いただけます

受付期間 令和4年度

2月16日(水)

市・都民税の申告受け付けが始まります

3月15日(火)

※詳細は市HPをご覧ください

ID 1010892

市民税課(☎042-514-8238)



新型コロナウイルス感染拡大防止対策 切手を貼らずにそのまま返送できる料金受取人払の返信用封筒を市・都民税申告書とともにお渡ししますので、郵送での申告にご協力ください

市・都民税申告書の配布

☑市役所2階市民税課、七生支所、豊田駅連絡所※必要な方には郵送しますので問い合わせ先までご連絡を

昨年、市・都民税の申告をした方には2月7日(月)に令和4年度市・都民税申告書を発送します

市・都民税の申告の郵送受付

郵送で申告書を提出する場合は、以下の1~4の書類を〒191-8686 日野市役所市民税課までお送りください。

- 1 市・都民税申告書
- 2 個人番号・本人確認に関する書類(マイナンバーカード、運転免許証など)※すべて写し
- 3 令和3年中の収入(所得)に関する書類(源泉徴収票など)
- 4 令和3年中の控除に関する書類(医療費控除の明細書など)

なお、郵送の場合、申告の受付書は原則お返ししません。受付書が必要な方は住所、氏名を記入し、84円切手を貼った返信用封筒を同封してください。

市・都民税の申告における注意点

源泉徴収票に記載のない社会保険料について、控除の適用を受ける場合は、支払金額を記入した市・都民税の申告書の提出が必要です。

国民健康保険税は納税課、後期高齢者医療保険料は保険年金課、介護保険料は高齢福祉課で昨年中の納付額を確認できます。確認の上、申告書に記入してご提出をお願いします。支払金額の記載がない場合には、控除が適用できませんのでご注意ください。

今回の税制改正に伴う主な変更点

▶住宅ローン控除の特例期間の延長

住宅ローン控除の控除期間を13年とする特例について延長が行われ、一定の期間に契約した場合、令和4年末までの入居者が対象となりました。

また、この延長した部分に限り、合計所得金額1,000万円以下の方について面積要件を緩和し、床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満である住宅も対象となります。

▶セルフメディケーション税制の見直し

手続きが簡素化され、一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類の添付または提示が不要となりました。また、適用期限が5年延長され、令和8年12月31日までとなりました。

▶特定配当等・特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続きの簡素化

源泉徴収されている上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等のみで、確定申告書内の「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に○を記入している場合は、原則市民税・都民税申告書および選択課税申告書の提出が不要になりました(上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等のうち一部でも申告するものがある場合には、申告書の提出が必要ですのでご注意ください)。



市・都民税申告相談・受付窓口

例年、受付開始から1週間程度は窓口が大変混雑するため、この期間の手続きはできるだけ避けてください。また、会場では入場人数の制限を行います。

新型コロナウイルスの感染状況によっては、申告受付時間の変更や会場の閉鎖を行う場合があります。

日程	時間	会場
2月16日(水)~21日(月) ※日曜日を除く	午前8時45分 ~午後5時	市役所2階 201会議室
2月22日(火)~3月15日(火) ※土曜・日曜日、祝日を除く。 26日(土)は実施		市役所1階 101会議室
2月22日(火)・24日(木)・25日(金)・ 26日(土)	午前9時 ~11時30分、 午後1時 ~4時30分	七生福祉 センター (七生公会 堂1階)

七生支所・豊田駅連絡所では申告相談・受付はできません。
※3月16日(水)以降も市民税課窓口にて申告を受け付けます

日野税務署から

ID 1002637 ☎日野税務署(☎042-585-5661)

▶所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税及び地方消費税の申告書作成会場

☑3月15日(火)まで(土曜・日曜日、祝日を除く。ただし、2月20日(日)・27日(日)は開場)※受け付けは午前8時30分~午後4時(提出のみは午後5時まで)、相談は午前9時から☑日野税務署※開設期間中、駐車場なし☑混雑回避のために入場整理券を配付。LINEアプリで事前入手可(国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」することで、日時指定の入場整理券を入手可)

▶令和3年分の申告書の提出および納期限

☑☑所得税及び復興特別所得税…3月15日(火)まで、贈与税…3月15日(火)まで、個人事業者の消費税及び地方消費税…3月31日(木)まで☑納付する税額がある場合は、上記の納期限までに自ら納付していただく必要があります。申告書の提出後に、別途、税務署から納付書の送付はありません

▶国税の納付は、便利なダイレクト納付・振替納税のご利用を

現金で納付する場合は、納付書に添えて、お近くの金融機関で必ず納期限までに納付してください。ダイレクト納付・振替納税をご利用いただくためには、事前の手続きが必要です。

なお、贈与税は振替納税をご利用いただけません。

京王電鉄バス 期間限定で「日野税務署直行バス」を運行開始

ID 1018711

☑京王電鉄バス株式会社桜ヶ丘営業所(☎042-591-2712)
☑運行期間…2月16日(水)~3月15日(火)(土曜・日曜日、祝日を除く)、運行時間…午前8時15分~午後5時15分※高幡不動駅の発車時間☑区間…高幡不動駅⇄税務署前(直行)☑運賃…現金180円、IC…178円

